明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第六条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　中間株主資本等変動計算書 ［第一節・第二節　略］ 第三節　評価・換算差額等（第六十二条・第六十三条） 第三節の二　株式引受権（第六十三条の二） ［第四節～第六節　略］ ［第五章～第七章　略］ 附則	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節・第二節　同上］ 第三節　評価・換算差額等（第六十二条・第六十三条） ［第四節～第六節　同上］ ［第五章～第七章　同上］ 附則
（純資産の分類） **第三十二条**　純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。	（純資産の分類） **第三十二条**　純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。
（株式引受権の表示） **第三十六条の二の四**　財務諸表等規則第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。	［条を加える。］
（新株予約権の表示） **第三十六条の二の五**　［略］	（新株予約権の表示） **第三十六条の二の四**　［同上］
（中間株主資本等変動計算書の区分表示） **第五十九条**　中間株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。	（中間株主資本等変動計算書の区分表示） **第五十九条**　中間株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。
2　［略］	2　［同上］
第三節の二　株式引受権	［節を加える。］
第六十三条の二　株式引受権は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。	
2　株式引受権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。	
様式第四号 **【中間貸借対照表】**	**様式第四号** **【中間貸借対照表】**
（単位：　円）	（単位：　円）
前事業年度　（　年　月　日）　当中間会計期間　（　年　月　日）	前事業年度　（　年　月　日）　当中間会計期間　（　年　月　日）
［略］	［同左］
純資産の部	純資産の部
［略］	［同左］
評価・換算差額等	評価・換算差額等
［略］	［同左］
評価・換算差額等合計　×××　××× 株式引受権　×××　××× ［略］	評価・換算差額等合計　×××　××× ［同左］
［略］	［同左］
［略］	［同左］